

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成20年7月4日

京都市長 門川大作

京都市規則第25号

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の施行期日を定める  
規則

京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例の施行期日は、平成21年1月1日とする。

(都市計画局建築指導部建築指導課)